

社団法人日本演奏連盟 役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本演奏連盟（以下「連盟」という。）の定款第18条に規定する常勤役員報酬について定めることを目的とする。

(常勤役員報酬の限度額)

第2条 常勤役員に対する報酬額は月額35万円以内とする。

(退職金及び賞与)

第3条 常勤役員に対する退職金及び賞与は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

平成8年4月1日制定の旧「役員報酬及び費用弁償に関する規程」を廃止し、「役員報酬に関する規程」と「会議手当及び交通費に関する規程」とに分割し、それぞれ規定する。

平成22年12月22日一部改定